

指定特定相談支援事業所 管理者様
指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 福 祉 課 長
障 が い 支 援 課 長

支援学校高等部等卒業（予定）者における
就労選択支援の利用に向けた取扱い等について

平素は、本市障がい福祉行政にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

標題について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たな障がい福祉サービスとして、令和 7 年 10 月から就労選択支援が開始されます。

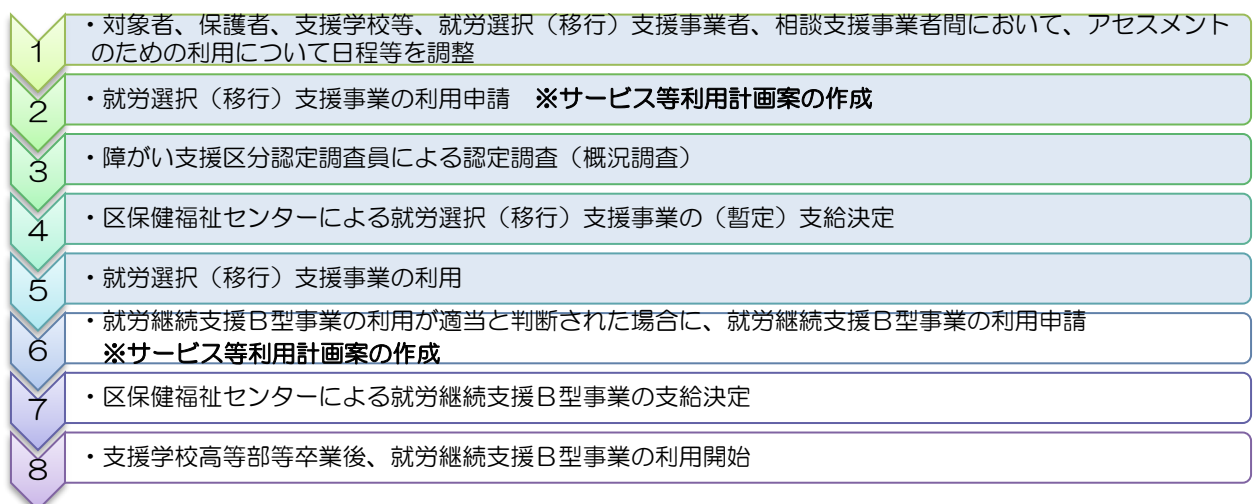
支援学校高等部等卒業（予定）者が卒業後すぐに就労継続支援 B 型事業の利用を希望する場合（他の進路に就労継続支援 B 型も含めて検討している場合も含む）、最も適した進路への円滑な移行を図るため、原則、支援学校高等部等在学中に就労選択支援事業所（やむを得ず就労選択支援が利用できない場合は、就労移行支援事業所等）においてアセスメントを受けることとなり、その支給決定に際して、サービス等利用計画案の作成が必要となります。

つきましては、対象となる方から相談等があった場合には、本事務連絡を踏まえご対応いただきますようお願いいたします。

なお、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を利用している者（18 歳以上の者を含む。）は障がい児相談支援の対象、障がい児通所支援を利用していない者は、18 歳未満であっても計画相談支援の対象となることにご留意ください。

記

1 就労継続支援 B 型事業の利用までの流れ



支援学校等に在籍する生徒に対して、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、アセスメントは3年次のみならず、1・2年次に実施し、そのアセスメント結果をもって、卒業年次に就労継続支援B型の利用申請を行うことも可能です。また1・2・3年次に複数回アセスメントを実施することも可能です。

支援学校高等部等卒業（予定）者のみの特例として、就労選択支援の利用は、事業所の開所日のうち連続する5日間程度の短期間での実施が可能です。就労移行支援の暫定支給決定期間についても同様です。

就労選択支援事業所より他機関によるケース会議への参加依頼があった際は、調整のうえ参加いただきますよう、よろしくお願いします。利用希望者は、夏休み等の休暇期間を活用してアセスメントを受けることが多いと想定されますので、ご注意ください。

2 在学中に就労選択支援事業の利用が困難な場合の取扱いについて

本取扱いにおいて、原則就労選択支援事業にてアセスメントを受けていただくこととしていますが、近隣に就労選択支援事業者がない場合や利用可能な就労選択支援事業者数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認めることとしています。

就労選択支援の利用に代えて就労移行支援の利用により就労アセスメントを受ける場合は、サービス等利用計画案へ、就労選択支援の利用が困難な場合に該当する理由（就労選択支援の利用が困難な場合に該当することを確認した内容）の記載をお願いします。

〔参考〕

・待機期間について

就労選択支援の支給決定期間は、原則1か月（最大2か月）のため、1か月程度の待機期間が生じる可能性があり、それを超える待機期間が生じる場合には、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを受けることも可能です。ただし、3年次に就労選択支援の利用を希望する支援学校高等部等卒業（予定）者であり、卒業後の進路選択に支障があると認められる場合は、見込まれる待機期間が1か月に満たない場合でも、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認めます。

〔問い合わせ先〕

大阪市福祉局障がい者施策部

・計画相談支援に関すること

障がい福祉課（相談支援担当）電話：06-6208-7999

・就労選択支援・就労移行支援、就労継続支援に関すること

障がい支援課（就労系サービス担当）電話：06-6208-8015

・障がい児相談支援に関すること

障がい支援課（障がい児担当）電話：06-6208-8076